

給 与 規 程

社会福祉法人ゆっころ

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆっころ就業規則（以下「就業規則」という。）

第38条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものである。

2 非常勤職員の給与については、非常勤職員就業規則第20条に別途定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程において給与とは、基本給・賞与及び第4章に定める手当とする。

(給与の計算期間)

第3条 給与の計算期間は、当月1日から当月末日までとする。

2 前項の規定は賞与その他臨時に支払われる給与については適用しない。

3 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(給与の計算方法)

第4条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は原則として支給しない。但し、就業規則で別に定める場合は、その規定による。

2 前項において従事しなかった時間の計算は、第3条に定める給与計算期間の末日において計算し、1時間未満は切り捨てる。

(給与の支払と控除)

第5条 給与は、職員に対し、通貨をもって直接その全額を支払うものとする。但し、職員との協議により口座振込により支払うことができるほか、次に掲げるものは給与から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険及び厚生年金保険の被保険者負担分保険料

(4) 雇用保険の被保険者負担分保険料

(5) 職員の過半数代表者との書面による協定により、給与から控除するとしたもの

2 給与支払日は、翌月15日（その日が土曜日、日曜日、祝祭日に当たるときは、それらの日に最も近い前日の金融機関営業日）とする。

(非常時払い)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、職員又はその収入によって生計を維持する者が、次の各号の1に該当する場合に、職員又は遺族の請求があった場合は、給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支払うものとする。

- (1) 疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 結婚し、又は死亡した場合
- (3) やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰省する場合
- (4) その他理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

(端数の処理)

第7条 この規程による職員の給与額の算出金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給月額)

第8条 職員の基本給月額は別表第1の基本給表により定める

(初任給)

第9条 新たに職員となった者の初任給は、その者の最終学歴によりそれぞれ基本給表の1級の各号に定める。

- 2 社会経験を積んだ後、新たに職員となった者の初任給は、その者の最終学歴、資格、経験年数、従事する職務、他の職員との均衡等を考慮し基本給表により級号を定める。

(昇給)

第10条 職員の昇給は、職員が現に受けている給料の号給を受けるに至ったときから12か月を下らない期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 職員の勤務成績が良好である場合は、受けている号給から1号上位の号給に昇給させることができる。
- 3 勤務成績が特に良好である場合又は特別の事情（新たに業務に関する資格を取得した時を含む）がある場合は、受けている号給から2号上位の号給に昇給させることができる。
- 4 前3項の規定に基づく昇給の時期は、原則として毎年1回（4月1日）行う。
- 5 第2項及び第3項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇格)

第11条 職員は、勤続年数又はその職務に応じ、現に格付けされている級の1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 規定に基づく昇格は、原則として毎年1回（4月1日）に行うものとするが、昇格に該当する職員がない場合は行わない。

- 3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。
- ① 昇格した日の前日に受けていた基本給月額¹の1号給上位の基本給月額と同じ額が、昇格した職務の級にあるときは、その額の号給とする。
 - ② 昇格した日の前日に受けていた基本給月額¹の1号給上位の基本給月額と同じ額が、昇格した職務の級にないときは、昇格した職務の級における直近上位の号給とする。
 - ③ 昇格した日の前日に受けていた基本給月額¹の1号給上位の基本給月額と同じ額が、昇格した職務の級における最低の号給の額に達しないときは、昇格した職務の級における最低の号給とする。

第3章 賞与

(賞与)

第12条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条から第13条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、次の表の基準日欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（その日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日、祝祭日でない日）に支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

- 2 賞与の額は、基本給の額に6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - ① 6ヵ月 100分の100
 - ② 5ヵ月以上6ヵ月未満 100分の80
 - ③ 3ヵ月以上5ヵ月未満 100分の60
 - ④ 3ヵ月未満 100分の30
- 3 1項の支給日、2項の支給額について、社会的な要因または法人の事情により変更することもある。但しその場合は、事前に理事会の承認を必要とする。

(賞与の支給対象外)

第13条 基準日に無給休職中の者、停職中の者は賞与の支給対象外とする。

- 2 賞与支給日までに就業規則第50条に規定する懲戒解雇に処せられた者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該支給日に係る賞与は支給しない。

第4章 手当

(手当の種類、支給要件及び金額)

第14条 職員に支給する手当の種類、支給要件及び金額は別表第2のとおりとする。

(休業手当)

第15条 法人の責に帰すべき事由により職員が休業する場合は、休業期間中に平均給与額の100分の60を支払う。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により算出する。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = \frac{\text{A【給与月額】}}{\text{B【1年平均の1カ月の所定労働時間】}}$$

Aから除外するもの

- ① 通勤手当
- ② 住宅手当
- ③ 賞与、その他臨時に支払われる給与
- ④ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる給与

(平均給与額の算出)

第17条 職員の平均給与額は、次の計算式により算出する。

$$\text{平均給与額} = \frac{\text{A【算出すべき事由の発生した日の直前の給与締切日以前3カ月間にその職員に支払われた給与総額】}}{\text{B【上記3カ月間の総日数】}}$$

Aから除外するもの

- ① 業務上の負傷、疾病による療養のための休業をしている期間の給与
- ② 就業規則第7条の試用期間中の給与
- ③ 就業規則第11条に基づいて育児休業又は介護休業をしている期間の給与
- ④ 就業規則第30条に基づいて産前産後の休暇をしている期間の給与
- ⑤ 本規定第15条の規定に基づいて支払われる休業手当
- ⑥ 賞与その他臨時支払われる給与

Bから除外するもの

- ① 業務上の負傷、疾病による療養のための休業をしている期間
- ② 就業規則就業規則第7条による試用期間
- ③ 就業規則第11条に基づいて育児休業又は介護休業をしている期間
- ④ 就業規則第30条に基づいて産前産後休暇をしている期間
- ⑤ 本規程第15条に基づく休業期間

第5章 一時金

(処遇改善加算・特定処遇改善加算)

第18条 処遇改善加算及び特定処遇改善加算による一時金の支給に関する事項は、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度及び福祉・介護職員特定処遇改善加算制度に基づき、別途定める。

第6章 雑則

(細則)

第19条 この規程の施行に関し、必要な事項があれば、別途定める。

(改正)

第20条 この規程の改正は、職員の過半数を代表する者の意見を聴いたうえ、法人理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成19年2月23日、一部改正（4月1日施行）。

平成25年10月26日、一部改正（11月1日施行）

平成26年3月29日、一部改正（4月1日施行）

平成27年2月22日、一部改正（4月1日施行）

平成29年2月26日、一部改正（4月1日施行）

令和2年4月1日、一部改正（4月1日施行）

令和5年3月12日、一部改正